第１２次 藤枝市交通安全計画（案）概要

（市民協働部 交通安全・地域安全課）

【１】策定の目的

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図るための重要な要素であり、本市の交通安全都市宣言と人命尊重の理念に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第 11 次計画（R3~R7）に引き続き第 12 次の交通安全計画を策定する。

【２】計画の期間　令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

【３】計画の基本理念

●交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、究極の目標ではあるが交通事故の無い社会を目指す。

●人優先の交通安全思想

高齢者、障害のある人、こども等の交通弱者の安全を一層確保し、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

●少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

こどもから高齢者に至るまで安心して移動を楽しみ、豊かな人生を送ることができる社会を目指す。

【４】計画の基本方針

１　これからの５年間（計画期間）において特に注視すべき事項

⑴　人手不足への対応

自動化・省力化等の進展の中で、安全が損なわれることのないよう、交通安全意識の高揚を促し、交通安全教育を徹底する取組に対する支援が必要である。

⑵　増加する外国人運転者等への対応（新）

外国人を雇用する企業などと連携し、交通安全教育の実施や日本の交通ルール等の周知、交通安全意識の啓発を推進する取組が必要である。

⑶　先進技術導入への対応

先進技術の導入により、ヒューマンエラーの防止と人手不足の解決に寄与することが期待されるが、安全性を検証していくことも必要である。

⑷　高まる安全への要請と交通安全

自然災害の影響、インフラの老朽化など、様々な安全への要請が高まる中、確実に交通安全を図るため、多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携をしていくことが重要である。

２　横断的に重要な事項

⑴　先進技術の積極的活用

交通安全の確保に資する先進技術や情報の普及活用の促進に安全性を検証しながら積極的に取り組む。

⑵　救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図る。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、交通安全の分野においても交通事故被害者等に対する支援の充実を図る。

⑶　参加・協働型の交通安全活動の推進

市民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

⑷　ＥＢＰＭ：Evidence-based Policy Making（証拠に基づく施策立案）の推進

交通安全に関わる施策におけるＥＢＰＭの取組を強化するため、各施策の効果を検証した上で、より効果的な施策を目指す。

⑸　他市との連携・協力

近隣市をはじめ、他市と知見を共有し、連携による広域での交通安全施策を推進する。

【５】施策の概要

■第１章　道路交通の安全

〈目標〉

指標	基準値（令和７年）	第12次（令和12年）
年間死亡事故件数	4件	0件
年間人身交通事故件数	539件	500件以下
年間自転車事故件数	105件	86件以下

〈重視すべき１０の視点〉

1　高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起させないための総合的な対策
2　こどもの安全確保のための環境整備
3　歩行者の安全確保のための意識変容
4　自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
5　外国人の交通安全対策の推進（新）
6　特定小型原動機付自転車やその他小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進（新）
7　生活道路における安全確保
8　先進技術の活用推進
9　交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
10　地域ぐるみの交通安全対策の推進

〈主な具体的対策〉

１　道路交通環境の整備（P.18～25）

○生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
・通学路などのこどもが日常的に集団移動する経路における交通安全の確保、「ゾーン３０」「キッズゾーン」設置の推進、路肩のカラー舗装等
・生活道路の法定速度 30 キロメートル毎時の広報啓発
・道路舗装や交通安全施設の修繕
○歩行空間のユニバーサルデザイン化
○地震・風水害等の災害に備えた道路交通環境の整備

２　交通安全思想の普及徹底（P.25～34）

○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
・各年代に応じた交通安全教育の実施
・高齢化の進展に対応し、地域ぐるみの高齢者の見守りと配慮する意識の向上
○効果的な交通安全教育の推進

・シミュレーターなど、参加・体験・実践型の教育方法の活用
○交通安全に関する普及啓発活動の推進
・横断歩行者の安全確保、反射材、シートベルト着用啓発
○交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
・交通ボランティア等の高齢化が進行する中、交通安全の取り組みが継続されるよう、自立した組織としての活動を推進
○自転車の安全利用の推進
・自転車利用時のヘルメット着用促進支援

３　安全運転の確保（P.34～36）

○運転者教育等の充実
・免許取得前と取得後、高齢ドライバーなど世代の特性に応じた運転者教育の実施
○事業用自動車の安全対策の推進
・警察、安全運転管理協会等と連携した飲酒運転撲滅運動、迷惑運転防止の啓発活動の実施
○高齢者運転免許証自主返納支援等、高齢運転者対策の充実

4　車両の安全性の確保（P.36～37） ○先進安全自動車の普及 ・安全運転サポート推進車や高齢者の安全運転を支援する装置の普及についての研究 ○自転車の安全性の確保 ・自転車の点検整備の指導とともに損害賠償責任保険への加入の促進
5　道路交通秩序の維持（P.37） ○警察署と連携した街頭啓発活動、交通事故分析
6　救助・救急活動の充実（P.37～40） ○消防機関と医療機関の連携による救助・救急体制の充実
7　被害者支援の充実と推進（P.40） ○交通事故相談、被害者支援に関する情報発信の積極的な推進

■第２章　踏切道における交通の安全

〈目標〉

踏切事故ゼロを目指す

〈対策の視点〉

それぞれの踏切の状況等を勘案した具体的対策の推進

〈講じようとする施策の柱〉

1　構造の改良の検討
2　踏切保安設備の整備
3　踏切道の統廃合の検討　等

〈具体的対策〉

1　構造の改良の検討

○歩行者に配慮した構造改良、バリアフリー化等、安全で円滑な通行のための対策の検討

2　踏切保安設備の整備

○高齢者等の歩行者対策として非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化の検討

3　踏切道の統廃合の検討　等

○地域の実情に応じ、踏切道の統廃合の検討

■第３章　大規模地震に備えての交通の安全

〈目標〉

≪**臨時情報等発表時**≫　南海トラフ地震発生に備え対策を進め、被害軽減を図る。
≪**南海トラフ地震等発生時**≫
陸上交通機能の早期回復、必要な交通対策等を実施し、混乱を防止する。

〈具体的対策〉

≪**臨時情報等発表時**≫
情報収集と連絡活動、放送設備等を活用した、市民への情報提供
≪**南海トラフ地震等発生時**≫
１　緊急交通路等の確保
〇警察等関係機関と連携した交通規制の実施
２　道路交通情報の提供
〇道路情報等の迅速かつ的確な収集、緊急輸送道路等の確保、市民への情報提供